

INTERIOR PLANNER

令和7年度インテリアプランナー試験 受験総合案内書

・受験申込みは、原則として、「インターネットによる受付」のみとなります。

なお、インターネットによる受付が困難であると認められる事由がある場合に限り、別途受付方法をご案内いたしますので、お手数ですが、受付期間に間に合うよう、4月4日(金)までに公益財団法人建築技術教育普及センター(以下、「センター」という。)本部までお問い合わせください。

■インテリアプランナー資格制度について

インテリアプランナー資格制度は、建築物のインテリアの設計及び工事監理並びにこれらに附帯する業務(以下「インテリア設計等」という。)に従事する者のインテリア設計等に関する知識及び技能についての審査、証明等を行うものです。

この資格制度は昭和62年度に創設され、平成12年度までは国土交通大臣が認定する事業として当センターが実施してきましたが、平成13年度からは従来の制度を引き継ぎ、当センター独自の資格制度として実施しているものです。

■インテリアプランナー試験概要

- ①学科試験及び設計製図試験により構成され、原則として、学科試験に合格した者が設計製図試験を受けることができます。ただし、アソシエイト・インテリアプランナー、建築士(一級・二級・木造)は、学科試験が免除されます。
- ②学科試験は、年齢制限はなく、誰でも受験できます。
- ③学科試験の出題数:50問(試験時間2時間30分)。
- ④設計製図試験は、当該年度及び前4年度(令和3年~令和6年度)の学科試験の合格者、アソシエイト・インテリアプランナー、建築士(一級・二級・木造)が受験できます。

インテリアプランナー資格制度について

インテリアプランナー資格制度は、建築物のインテリアの設計及び工事監理並びにこれらに附帯する業務（以下「インテリア設計等」という。）に従事する者のインテリア設計等に関する知識及び技能についての審査、証明等を行うものです。この資格制度は昭和 62 年度に創設され、平成 12 年度までは国土交通大臣が認定する事業として当センターが実施してきましたが、平成 13 年度からは従来の制度を引き継ぎ、当センター独自の資格制度として実施しているものです。

○インテリアプランナーとは

インテリアプランナーは、高品質で魅力的なインテリア空間をトータルに実現できる設計能力を持った資格者に与えられる称号であり、インテリア設計等に関し、建築士の業務と共通部分を持ちつつ、専門的・高度なまたは独自の知識・技能を有する者として、試験・登録・更新講習制度により、その能力を審査・証明されたプロフェッショナルです。主な業務としては、住宅・店舗・事務所・公共建築物など様々な用途の建築物を対象として、

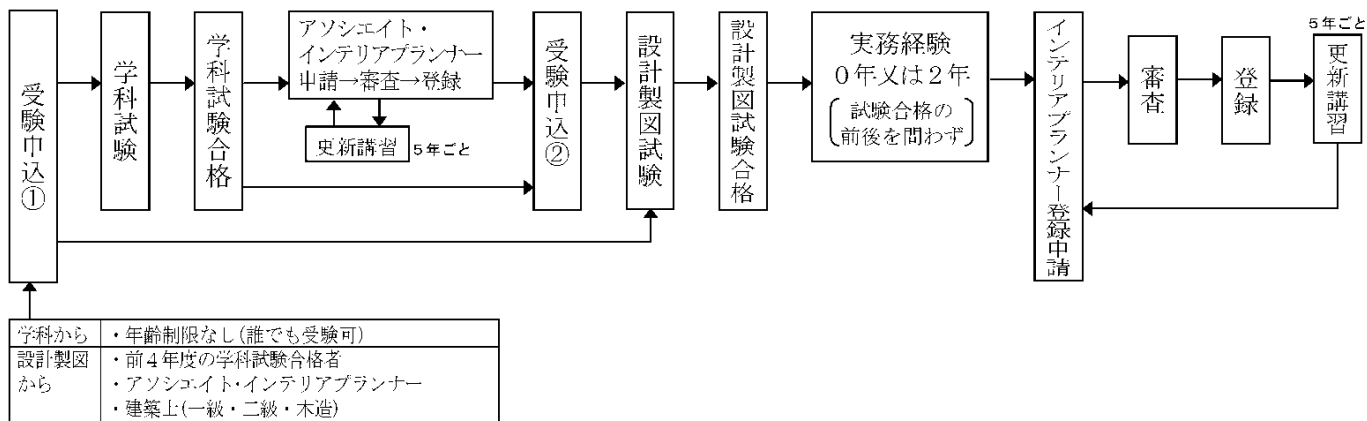
- ①インテリアのデザインイメージ作り
- ②インテリアのエレメントのコーディネート
- ③インテリアのリフォームの提案・設計
- ④インテリアの維持・管理の提案・計画
- ⑤インテリアの設計図書の作成（空間構成、室内環境・設備の計画及び設計、内装構法や仕上げ材料の選択、インテリアエレメントのコーディネート等）
- ⑥インテリアの工事監理

等の業務を行います。

○アソシエイト・インテリアプランナーとは

平成 28 年度からは、インテリアプランナー（IP）の称号に加えて、新たな称号「アソシエイト・インテリアプランナー（AIP）」が設けられました。IP になるための基礎的な知識を有し、建築士又は IP の指導の下、インテリア設計等の補助業務を行います。IP になるための前段階の称号として、年齢制限や実務経験も不要で誰でも受験できますので、若い方々や広くインテリアに興味がある方々の挑戦を期待しています。また、これを足掛かりに IP を目指す方々が増え、インテリア設計等への関心が高まっていくことを期待しています。

○資格制度のフロー

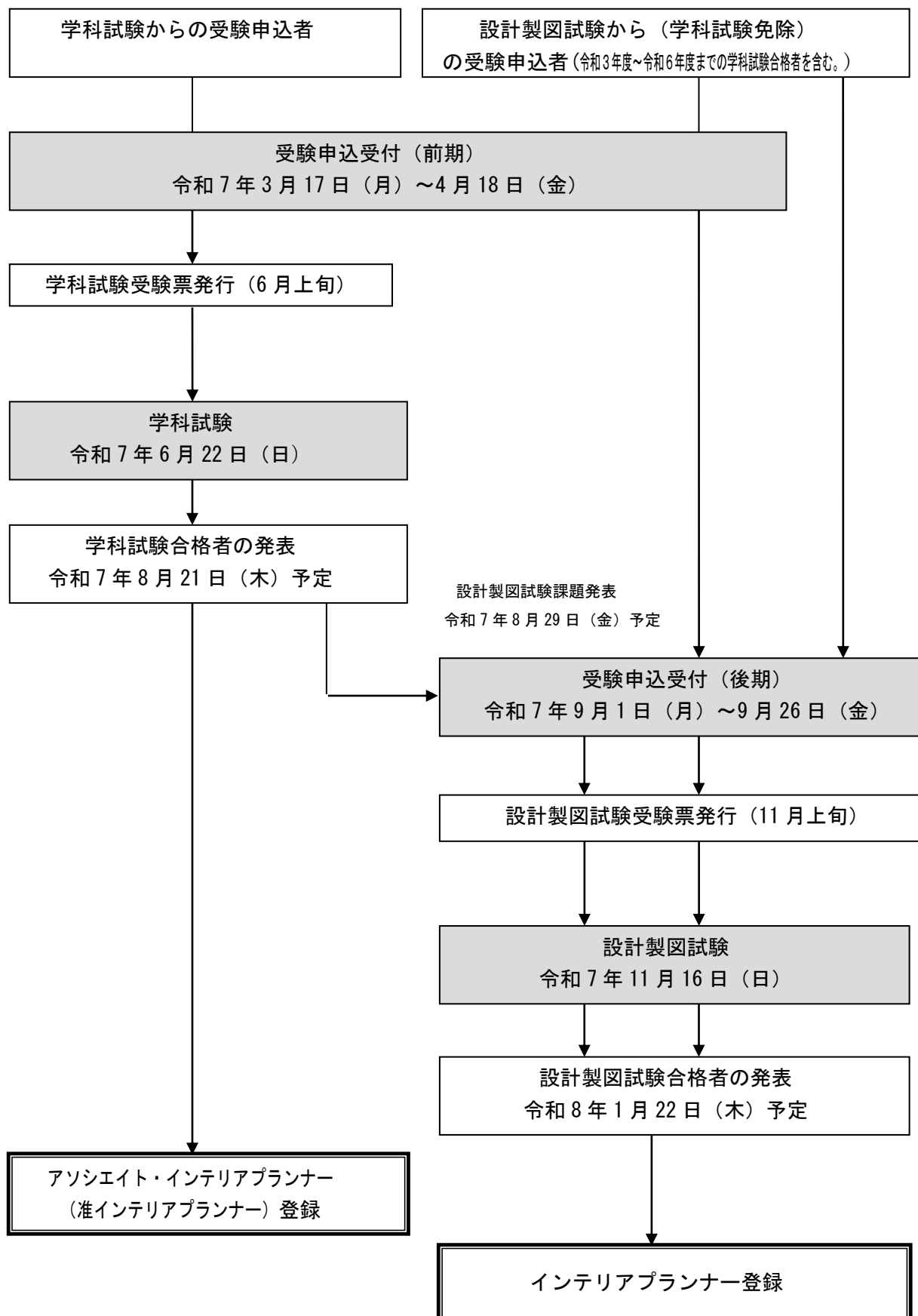


目 次

§ 1. 試験案内	
1-1. 試験スケジュール	1
1-2. 試験の構成及び受験資格	2
1-3. 受験申込区分	2
1-4. 受験申込書の受付等	2
1-5. 受験申込みに必要な書類	2
1-6. 受験特別措置	2
1-7. 受験申込方法	2
1-8. 受験手数料	3
1-9. 受験票の発行等	3
1-10. 試験日及び時間割	3
1-11. 試験地及び試験会場	3
1-12. 試験問題の取扱いについて	4
1-13. 合格者の発表	4
1-14. インテリアプランナー試験合格証明書の発行	4
1-15. 登録について	4
§ 2. 試験の出題内容	
2-1. 学科試験の出題内容	5
2-2. 設計製図試験の出題内容	5
§ 3. 受験申込後の届出	
3-1. 受験申込書記載事項変更届	6
3-2. 試験地変更願	6
§ 4. 試験当日の注意事項	
4-1. 試験当日の携行品	7
4-2. 「学科試験」において使用が認められている法令集について	7
4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について	10
4-4. 試験会場に着いたら	11
§ 5. 試験会場	
5-1. 学科試験	12
5-2. 設計製図試験	12
5-3. 試験会場案内図	13
■インテリアプランナー試験の結果	16
■インテリアプランナー試験 試験問題等	16
■学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」の頒布	16

§ 1. 試験案内

1-1. 試験スケジュール



1-2. 試験の構成及び受験資格

- ①試験は、学科試験及び設計製図試験について行い、設計製図試験の合格者がインテリアプランナーの合格者となります。
- ②学科試験は、受験資格の制限はなく、誰でも受験できます。
- ③設計製図試験は、本年度の学科試験の合格者又は次に掲げる学科試験を免除される者に限り受けることができます。
 - ・前4年度（令和3年～令和6年度）の学科試験の合格者
 - ・アソシエイト・インテリアプランナー
 - ・建築士（一級・二級・木造）

1-3. 受験申込区分

次の受験申込区分のうち1つの区分を選んで申込んで下さい。

- (1)「学科試験」 「学科試験」を受験する申込区分です。
- (2)「設計製図試験」 「設計製図試験」を受験する申込区分です。

1-4. 受験申込受付期間

【前期受付期間】対象：「学科試験」又は「設計製図試験」の受験申込者

令和7年3月17日（月）0：00～4月18日（金）23：59までに申込を完了してください。

【後期受付期間】対象：「設計製図試験」の受験申込者

令和7年9月1日（月）0：00～9月26日（金）23：59までに申込を完了してください。

1-5. 受験申込みに必要な書類

- (1) 必ず全員が準備するもの
顔写真の電子ファイル 無帽・無背景・正面上 3 分身で撮影された顔写真の電子ファイルを、JPG 又は JPEG 形式(5 MB 以内)で準備して下さい。受付システムにある「画像切り取りツール」で指定のサイズに切り取ることができます。
- (2) 前4年度内に学科試験を合格された方が準備するもの
「設計製図試験」から受験申込する方は、
令和3年～6年の「学科試験」合格通知書か合格時の受験票のいずれかの電子ファイルを JPG、JPEG 又は PDF 形式(5 MB 以内)で準備して下さい。
紛失等により過去の合格通知書、受験票等の電子ファイルが準備できない場合は、事前に当センターへご相談下さい。
- (3) 保有資格による学科試験免除者として「設計製図試験」から受験申込する方は、
一級・二級・木造建築士をお持ちの方は、**いずれかの免許証(免許証明書)**電子ファイルを JPG、JPEG 又は PDF 形式(5 MB 以内)で準備して下さい。
アソシエイト・インテリアプランナーの資格をお持ちで資格の有効期間が切れていない方は、ご自身のアソシエイト・インテリアプランナー登録番号を申込時にご入力ください。(資格証の添付は不要のため、番号の入力のみ)

1-6. 受験特別措置

身体に障がいがある等の理由により受験時に特別措置を希望される方は、必ずセンターへ事前お問い合わせの上、申請してください。

「学科試験」申請期間：令和7年3月17日(月)～5月22日(木)

「設計製図試験」申請期間：令和7年9月1日(月)～10月16日(木)

なお、希望する措置の内容や理由により障がいの程度を証明する書類が必要になる場合がございますので、ご了承ください。また、ご申請の内容や試験会場の都合等により希望する措置を受けられない場合もあります。

1-7. 受験申込方法

- (1) 受験申込みの期限
「1-4.受験申込受付期間」に記載の期間中に、当センターホームページ上から受験申込を行ってください。
受験申込みは、原則として、「インターネットによる受付」のみとなります。
- (2) 受験申込みに関する注意
 - ① 受験申込みは、受付期間最終日の23時59分までにインターネット申込が完了している方まで有効です。
なお、決済方法にコンビニエンスストア又はページーを選択されている方については、受付最終日の翌営業日(前期：令和7年4月21日(月)、後期：令和7年9月29日(月))までに支払いをして下さい。
それ以後は、一切受付けませんので、お早めにお申込み下さい。
 - ② 申込不備があるものは受け付けませんので、準備に時間を要する書類は早めに準備しておいて下さい。

1-8. 受験手数料

「学科試験」 9,900円（税込）+ネット決済手数料(お支払い方法によって金額が異なります。)

「設計製図試験」 16,500円（税込）+ネット決済手数料(お支払い方法によって金額が異なります。)

①受験手数料は受験しなかった場合にも、返還されません。

②一旦収納した受験手数料は、当センターの責により試験を受けることができなかった場合を除き、返還しません。

1-9. 受験票の発行等

「学科試験」 : 令和7年6月上旬ごろにマイページ上からダウンロードできます。

〔受験票が令和7年6月6日（金）を過ぎてもダウンロードできない場合は、当センターまでお問合わせ下さい。〕

「設計製図試験」 : 令和7年11月上旬ごろにマイページ上からダウンロードできます。

〔受験票が令和7年11月7日（金）を過ぎてもダウンロードできない場合は、当センターまでお問合わせ下さい。〕

※ダウンロードした受験票は、必ず印刷のうえ、試験当日に試験会場に携行しなければなりません。なお、受験票を忘れたり、紛失したままにしていると、試験を受けられない場合がありますので注意して下さい。

受験票を印刷せず、スマートフォン等の画面に表示して提示することは認められませんのでご注意ください。

1-10. 試験日及び時間割

試験日	試験の区分	時間割	
令和7年 6月22日(日)	学科試験	11:50~12:00 (10分)	注意事項等説明
		12:00~14:30 (2時間30分)	学科試験

試験日	試験の区分	時間割	
令和7年 11月16日(日)	設計製図試験	10:45~11:00 (15分)	注意事項等説明
		11:00~17:00 (6時間)	設計製図試験

●試験当日に携行すべきもの等については、「§4. 試験当日の注意事項」（7頁）を参照して下さい。

1-11. 試験地及び試験会場

① 試験地は下記試験地一覧表の中から受験者の希望するところとします。

② 転勤等のやむを得ない事情がある場合を除いて、試験地の変更は、原則として認められません。

（変更手続きについては、「3-2. 試験地変更願」（6頁）を参照して下さい。）

③ 試験会場は、当センターから送付する受験票により通知します。

試験地一覧表（所在地等については、「§5. 試験会場」を参照して下さい。）

■学科試験 ※試験会場については、令和7年6月上旬にダウンロードできる受験票により再度確認して下さい。

試験地	試験会場
札幌市	かでの2・7
仙台市	宮城県建設産業会館
東京都	4月中旬以降決定予定
名古屋市	4月中旬以降決定予定
京都府	京都建築大学校
大阪府	4月中旬以降に決定予定
広島市	広島JAビル会議室
福岡市	南近代ビル
沖縄県	沖縄職業能力開発促進センター

■設計製図試験 ※試験会場については、令和7年11月上旬にダウンロードできる受験票により再度確認して下さい。

試験地	試験会場
札幌市	かでの2・7
仙台市	宮城県建設産業会館
東京都	4月中旬以降決定予定
名古屋市	4月中旬以降決定予定
京都府	京都建築大学校
大阪府	4月中旬以降に決定予定
広島市	広島県情報プラザ（広島県立産業技術交流センター）
福岡市	4月中旬以降決定予定

1-12. 試験問題の取扱いについて

(1) 試験問題の持ち帰り

受験者に配布した試験問題については、「学科試験」及び「設計製図試験」のそれぞれの試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。

(2) 「学科試験」の正答肢の公表

「学科試験」の正答肢は、試験日翌日以降、速やかにセンターホームページ(<https://www.jaic.or.jp>)で掲載します。

(3) 試験問題の公表

「学科試験」「設計製図試験」のいずれも、合格者の発表の際に、試験問題及び合格基準等（「学科試験」の正答肢・配点・合格基準点、「設計製図試験」の解答例・採点のポイント・採点結果の区分・合格基準、試験データ等）をセンターのホームページにも掲載します。

1-13. 合格者の発表

(1) 合格者の発表

学科試験：令和7年8月21日（木）予定

設計製図試験：令和8年1月22日（木）予定

「学科試験」「設計製図試験」それぞれの試験の結果は、合否にかかわらずマイページ上で通知します。

なお、不合格者に限り、同じくマイページ上で自身の成績を通知します。ただし、欠席者には通知しません。

合否を問わず、郵送物での合否通知は行われませんのでご注意ください。

また、インテリアプランナー試験の合格者については、センターホームページでも合格者受験番号一覧を公表します。

合否通知の郵送は行われませんので、マイページ上から各自ダウンロードいただく方式となります。

(2) 合格基準等の公表

合格者の発表の際に、「学科試験」及び「設計製図試験」の合格基準等を、当センターのホームページに掲載します。

1-14. インテリアプランナー試験合格証明書の発行

書面上でインテリアプランナー試験の合格を証明する必要があり、インテリアプランナー試験の合格者から求めがあったときは、インテリアプランナー試験に合格している旨の証明書を書面にて発行します。発行手数料等の詳細はホームページをご覧ください。

1-15. 登録について

インテリアプランナー試験の合格者の発表の際に、登録手続きのご案内をいたします。所定の登録資格を満たした時点で、速やかに登録手続きを行って下さい。

インテリアプランナー試験に合格しただけではインテリアプランナーにはなれません。所定の手続きを経て登録を受けることにより「インテリアプランナー」と称することができます。（有資格者として登録されると資格証が発行されます。）

登録の詳細については、当センターインテリアプランナー総合案内サイトにある [「登録手続きのご案内」](#) をご覧ください。

§ 2. 試験の出題内容

2-1. 学科試験の出題内容

出題数：50問 出題形式：四肢択一式

大項目	中項目	細目
インテリア計画	インテリアの歴史・意匠	歴史 意匠
	インテリアの計画	計画基礎・設計基礎 人間工学 バリアフリー・ユニバーサルデザイン 室内環境 新技術、建物の長寿命化等
インテリア装備	インテリアの構法	各部の構法
	インテリアの要素	要素
	インテリアの安全	室内の安全計画・装備
インテリア施工	インテリアの工事監理・施工管理	工事監理 施工管理
	インテリア工事の施工方法	内装各種工事 施工機器
	インテリアの積算・契約	積算 契約
	インテリアの材料	材料
インテリア法規	インテリアの関連法規	建築基準法 消防法・バリアフリー法 その他関連法規
建築一般	建築計画	各種建築物の計画、建築史
	建築構造	構造・構法計画、構造力学
	建築設備	設備計画、環境・エネルギー
	建築施工	各種工事

(注) 解答に当たり、適用すべき法令については、令和7年1月1日現在において施行されているものとします。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和7年4月1日現在において施行されているものを適用するものとします。

2-2. 設計製図試験の出題内容

出題形式：設計製図の実技

出題内容	建築物における空間の使い方、生活のイメージが判るようなインテリア設計
要求図書の種類	設計主旨、平面図、断面図、展開図、天井伏図、透視図、一部詳細図、仕上表、家具数量表等 のうち指定するもの *家具配置計画、照明計画が判るような内容とします。
答案用紙のサイズ・枚数	A2判、2枚

●設計製図試験の設計課題の公表

令和7年8月29日(金)に当センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) に掲載予定です。

§ 3. 受験申込後の届出

3-1. 受験申込記載事項変更届

受験申込み後、住所、連絡先電話番号(自宅又は携帯)、勤務先、勤務先電話番号に変更があった場合には、直ちに**マイページ上からご自身で**申込情報の変更を行って下さい。

なお、氏名に変更があった場合は、メールにて「受験申込記載事項変更届」の提出と、戸籍抄本又は謄本(抄本・謄本に代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可)の提出が必要です。

戸籍抄本又は謄本の提出方法については、当センターへ「受験申込記載事項変更届」をメールにて送付いただく際に、変更届と合わせて、戸籍抄本又は謄本の写しの電子ファイルを JPG、JPEG 又は PDF 形式(5MB 以内)で添付してください。

※変更届を送付する先のメールアドレスや変更届の書式等のご案内は、事前に当センターへお電話にてご相談いただいた方に限りお知らせしておりますので、必ず下記申請期限までに当センターへ事前にお電話ください。

【申請期限】

- 氏名の変更届 【学科試験】令和7年5月12日(月)必着
【設計製図試験】令和7年10月7日(火)必着

- 申請方法 上記申請期限までに当センターへ一度お電話ください。
受験申込時にご入力いただいたメールアドレス宛に変更手続きに関するご案内のメールをお送りいたします。

3-2. 試験地変更願

試験地の変更は、**転勤等やむを得ない事情がある場合に限り**認められますので、次の要領で**当センターへご連絡ください。**

(1) 申請期限

- 【学科試験】 令和7年5月12日(月)必着
- 【設計製図試験】 令和7年10月7日(火)必着

(2) 申請方法

「試験地変更願」はメールにてご提出いただきます。併せて、変更の事由を証する書類(住民票、辞令の写し等)の電子ファイルを JPG、JPEG 又は PDF 形式(5MB 以内)もご提出いただきます。

変更願を送付する先のメールアドレスや変更願の書式等のご案内は、事前に当センターへお電話にてご相談いただいた方に限りお知らせしておりますので、必ず下記申請期限までに当センターへ事前にお電話ください。

お電話にてご相談頂いた際に、変更の事由をお伺いしますので、内容によっては試験地変更が認められない場合もございます。ご了承ください。

(3) 変更後の試験地の通知

それぞれの期限までに申請があった者で試験地の変更が認められた場合、受験票に変更後の試験地が記載されます。

§ 4. 試験当日の注意事項

交通事故、台風等の災害発生も考えられますので、試験会場から遠い受験者は早めに試験会場に到着するようにして下さい。

4-1. 試験当日の携行品

試験当日、本人確認をする場合がありますので、身分証明書（原則として、顔写真付きのもので、運転免許証、マイナンバーカード、社員証、学生証等）を持参して下さい。

(1) 「学科試験」

- ①必ず携行するもの： 受験票、黒鉛筆（HB 又は B 程度、シャープペンを含む）、消しゴム
- ②携行できるもの： 法令集（見出し、脚注等の簡単な書込み及び印刷以外に解説等がなく、かつ、条文の順序の入替等のないもの）を持込んで使用することができます（詳細は、「4-2. 「学科試験」において使用が認められている法令集について」参照）。鉛筆ケズリ、時計（小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可）
- ③携行できないもの： 電卓、計算機能のある時計、電動消しゴム、その他上記①、②以外のもの

(2) 「設計製図試験」

- ①必ず携行するもの： 受験票、黒鉛筆（HB 又は B 程度、シャープペンシルを含む）、消しゴム、着色用具（色鉛筆、マーカー）
- ②携行できるもの： 製図板（45 cm×60cm 程度、傾斜台（まくら）の使用可）、T 定規（60cm 程度）、平行定規（詳細は、「4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について」参照）、その他の定規（三角定規、勾配定規、雲型定規）、円・だ円・正三角形・正方形及び文字用の型板（テンプレート）、三角スケール、分度器、コンパス、ディバイダー、ハケ、画びょう、製図用テープ、しんホルダー、鉛筆ケズリ、消し板、計算尺、電卓（プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの）、製図ペン、蛍光ペン又は色鉛筆、時計（小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可）
- ③携行できないもの： ドラフター、問題用紙つり器具、認められる図形及び文字用以外の型板（テンプレート）（詳細は、「4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について」参照）、電動消しゴム、ソロバン、メモ用紙、トレーシングペーパー、水彩絵具、パステル等他の受験者の答案用紙を汚すおそれのあるもの、法令集その他上記①、②以外のもの
- ④軽食について： 試験時間中は、外出することはできませんので、軽食が必要な方は、各自持参してください。軽食とは、サンドイッチやおにぎり等（ガム、飴、チョコ等を含む）で、におい、音がせず他の受験者に迷惑のかからないものとします。
(注)試験会場への飲物の持ち込みについては、ペットボトル等のふた付きのものに限り認めます。

■携帯電話等無線通信機器について

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、電話機能やメールの送受信機能がある時計等の無線通信機器について、試験時間内の使用は禁止します。試験時間内に使用した場合は不正行為とみなし、処分の対象となります。試験時間中は、無線通信機器は、必ず電源を切ってかばんの中に入れてください。試験開始後、無線通信機器をかばんの中に入れず、机の上に置いていた場合、身に付けていた場合、または機器を操作するような行為が確認された場合は、不正行為とみなし退場処分となりますのでご注意ください。

4-2. 「学科試験」において使用が認められている法令集について

■「学科試験」に限り、次の 1 及び 2 の条件を満たす法令集の使用が認められます。

- 条件 1. 条文等の順序の入替え及び関連条文等の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認められる）。
- 条件 2. 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。
 - イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）
 - ロ. 改正年月日
 - ハ. アンダーライン

■使用が認められる法令集以外のものは、試験時間中、試験監理員が預かることになります。

また、不正に使用した場合には、退場を命じますので、注意して下さい。

■使用が認められないものの例

「建築申請m e m o」	建築申請実務研究会 編集／ 新日本法規出版(株) 発行
「図解建築法規」	国土交通省住宅局建築指導課 編集／ 新日本法規出版(株) 発行
「平成 11 年 5 月 1 日施行 改正建築基準法 (1 年目施行) の解説」	建設省住宅局建築指導課・市街地建築課 監修／ 新日本法規出版(株) 発行
「平成 12 年 6 月 1 日施行 改正建築基準法 (2 年目施行) の解説」	建設省住宅局建築指導課 監修／ 新日本法規出版(株) 発行
「平成 14 年建築基準法改正の解説」	国土交通省住宅局市街地建築課 編集／ 工学図書株式会社 発行
「平成 19 年 6 月 20 日施行 改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説」	国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課・ 国土技術政策総合研究所、 独立行政法人建築研究所 監修／ サンパートナーズ(株) 発行

■書込み等の具体例

認めている書込み等の例

関連条文等の指示・見出しの例 (条件 2、イ・ハの例)

【構造耐力】

第 20 条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが 60 m を超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが 60 m 以下の建築物のうち、第 9 条第 1 項第二号に掲げる建築物 (高さが 13 m 又は軒の高さが 9 m を超えるものに限る。) 又は同項第三号に掲げる建築物 (地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物、高さが 20 m を超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。



令 36 条 P186



P8

令 81 条 P208



認めていない書込み等の例

条文の次に関連の別表を挿入した例（条件1に違反した例）

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

- 一 別表第1(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもの
- 二 別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表(1)項の場合にあっては客席、同表(2)項及び(4)項の場合にあっては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの
- 三 別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの
- 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

(第6条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分(1)項の場合にあっては客席、(2)項及び(4)項の場合にあっては2階、(5)項の場合にあっては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡(屋外観覧席にあっては、1,000㎡)以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300㎡以上	

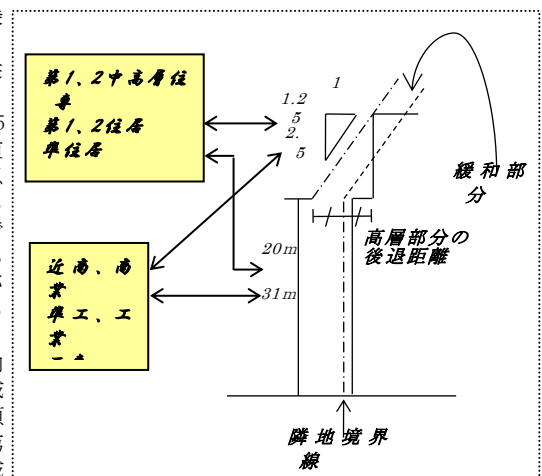


解説を付した例（条件2に違反した例）

【建築物の各部分の高さ】

第56条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。

- 一 別表第3(い)欄及び(ろ)欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(は)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(に)欄に掲げる数値を乗じて得たもの
- 二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が1.25とされている建築物で高さが20mを超える部分を有するもの又はイからニまでに定める数値が2.5とされている建築物（ロ及びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第7項第二号において同じ。）で高さが31mを超える部分を有するものにおいて、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあっては20mを、イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあっては31mを加えたもの
 - イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。） 1.25（第52条第1項第二号の規定により容積率の限度が30/10以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあっては、2.5）
 - ロ 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。）又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5
 - ハ 高層住居誘導地区内の建築物であって、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2/3以上であるもの 2.5
 - ニ 用途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの



4-3. 「設計製図試験」において使用が認められる平行定規と型板について

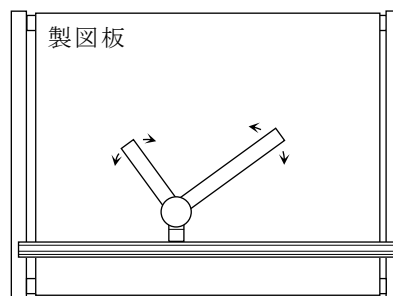
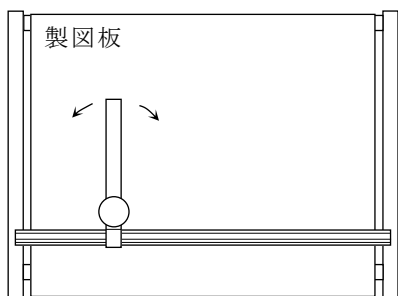
■ 平行定規

○ 使用が認められる例

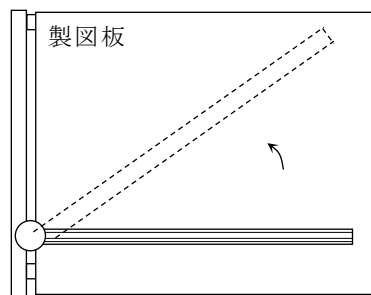
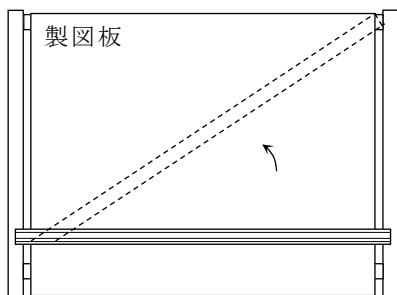
1. 平行定規は、製図板に水平線を引くための定規のみがついているものに限る。
 2. 製図板の大きさは、45 cm×60 cm程度（A2用）のものまでとする（平行定規の装着部分を含めた大きさは、製図板の1割程度大きいものまでとする）。
- なお、傾斜用の簡易なまぐらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は30度以下とする。

× 使用が認められない例

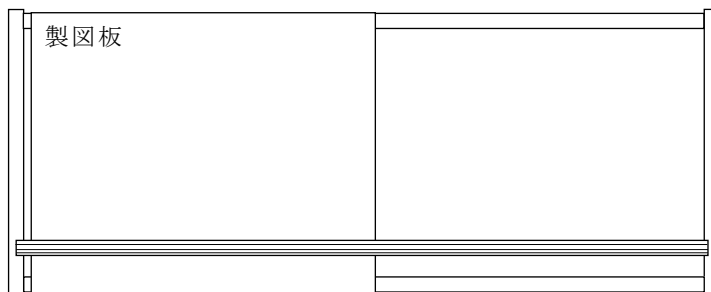
1. 垂直線又は角度線を引くための定規が装着されているもの



2. 水平線を引くための定規が自由に傾斜するもの
(ただし、自由に傾斜しないように固定して、水平に保ったまま使用する場合に限って可)



3. 他の受験者の妨げになるおそれのあるもの



■型板(テンプレート)

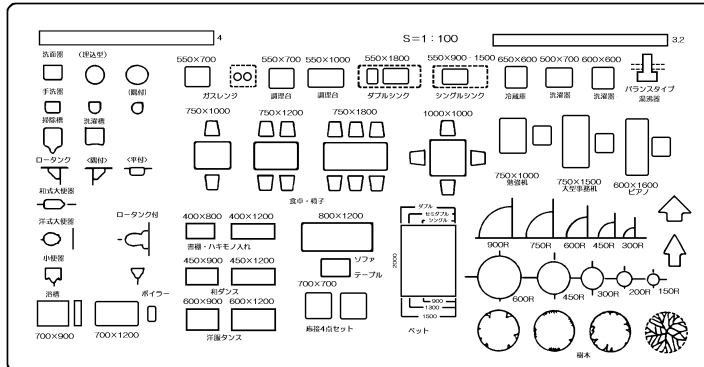
○使用が認められる例

円、だ円、正三角形、正方形及び文字を描くための型板

×使用が認められない例

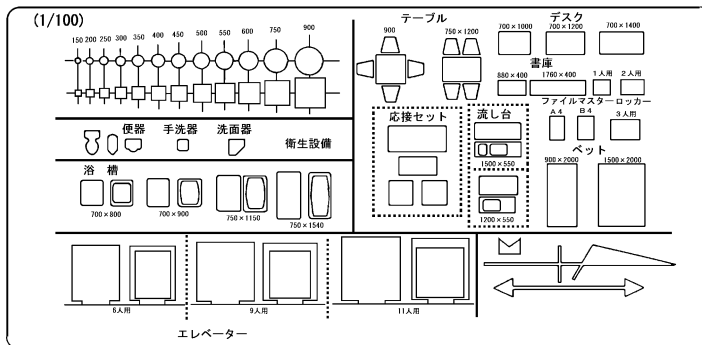
1. 家具、衛生機器、建築部位、建築設備を描くための型板

(例) ×



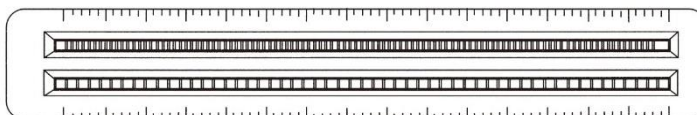
2. 円、だ円、正三角形及び正方形（以下「認められる図形」という。）を組み合わせ、予め、上記1に掲げる図を描くために作成されたと思われるものや、認められる図形が、同じ大きさ及び間隔で配置されている等、製図の作業性を高めるもの
3. 認められる図形及び文字を描くための型板と、上記1、2が一体となったもの

(例) ×



4. 点線・破線等を引くことができる型板（点線スケール）

(例) ×



4-4. 試験会場に着いたら

会場の入口に、受験番号によって試験室の割当てが掲示してありますから、それに従って試験室に入って下さい。（会場準備の都合上、試験開始の**60分以前**には入室できません。）

受験票を印刷・持参し忘れた方は、あらかじめ案内係にその旨申し出て、受験票の再交付を受けて下さい。その際身分証明書（運転免許証でも可）の示呈が必要です。試験室では、受験票のない方は、受験することができませんので特に注意して下さい。

§ 5. 試験会場

試験会場及びその周辺での車の駐車はできません。

試験会場及びその周辺への自家用車等の駐車はできませんので、他の交通機関を利用して下さい。

もし、違法駐車し、警察又は学校当局等から撤去要請があった場合は、試験時間内であっても退室し、撤去していただきます。一度退室すると、それ以後の試験を継続して受験することができない場合があります。

5-1. 学科試験

試験地	試験会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	かでの2・7	札幌市中央区北2条西7丁目	・地下鉄「さっぽろ駅」徒歩9分 ・地下鉄「大通駅」徒歩11分
仙台市	宮城県建設産業会館	仙台市青葉区支倉町2-48	・地下鉄「勾当台公園駅」下車、徒歩15分 ・バス「交通局大学病院前」下車、徒歩3分
東京都	4月中旬以降決定予定		
名古屋市	4月中旬以降決定予定		
京都府	京都建築大学校	南丹市園部町二本松1-17	・JR嵯峨野線「園部駅」下車、徒歩10分
大阪府	4月中旬以降決定予定		
広島市	広島県JAビル会議室	広島市中区大手町四丁目7-3	JR広島駅から 市内電車→市役所前下車徒歩約2分 広電バス→市役所前下車徒歩約2分
福岡市	南近代ビル	福岡市博多区博多駅南4-2-10	・西鉄バス「山王公園前」下車、徒歩5分
沖縄県	沖縄職業能力開発促進センター (ポリテクセンター沖縄)	沖縄県中頭郡北谷町字吉原728-6	・路線バス：63番謝苺線 謝苺二区バス 停車 ・自動車：国道58号線または、国道330 号線から県道24号線に入り謝苺二区バス 停に所在

5-2. 設計製図試験

試験地	試験会場	所在地	最寄りの交通機関
札幌市	かでの2・7	札幌市中央区北2条西7丁目	・地下鉄「さっぽろ駅」徒歩9分 ・地下鉄「大通駅」徒歩11分
仙台市	宮城県建設産業会館	仙台市青葉区支倉町2-48	・地下鉄「勾当台公園駅」下車、徒歩15分 ・バス「交通局大学病院前」下車、徒歩3分
東京都	4月中旬以降決定予定		
名古屋市	4月中旬以降決定予定		
京都府	京都建築大学校	南丹市園部町二本松1-17	・JR嵯峨野線「園部駅」下車、徒歩10分
大阪府	4月中旬以降決定予定		
広島市	広島県情報プラザ (広島県立産業技術交流センター)	広島市中区千田町3-7-47	・市内電車「広電本社前」下車、徒歩7分 ・市内バス ペイシティ宇品便乗車、「広島 県情報プラザ前」下車すぐ
福岡市	4月中旬以降決定予定		

(注) 学科試験および設計製図試験の試験会場については変更される場合がありますので、受験票により再度確認して下さい。

5-3. 試験会場案内図

■ 学科試験

<p>■ 試験地・札幌市 かでる2・7</p>	<p>■ 試験地・仙台市 宮城県建設産業会館</p>
<p>■ 試験地・東京都</p>	<p>■ 試験地・名古屋市</p>
<p>■ 試験地・京都府 京都建築大学校（7号館・10号館）</p>	<p>■ 試験地・大阪府</p>

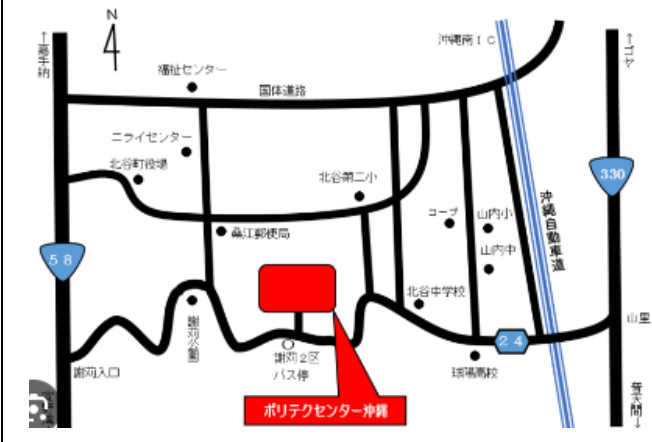
■試験地・広島市 広島県 JA ビル会議室



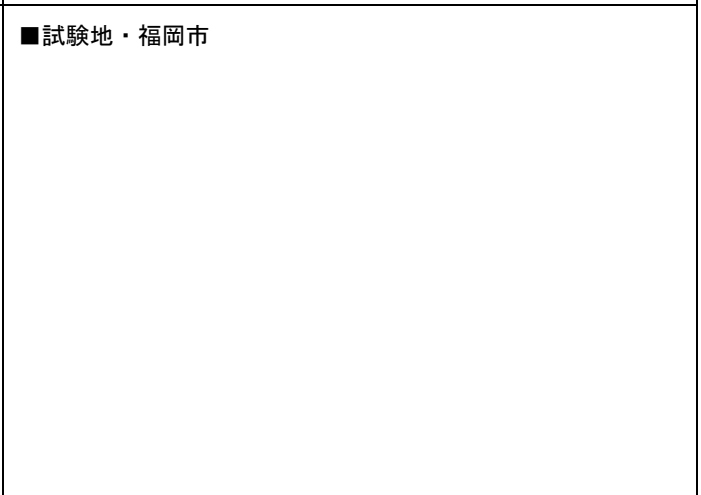
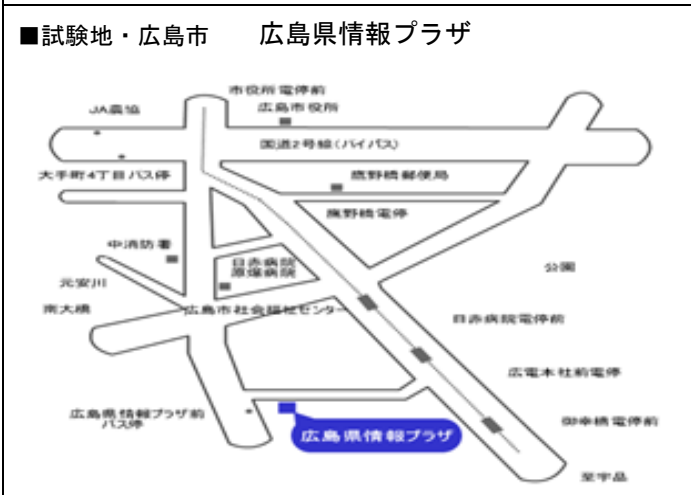
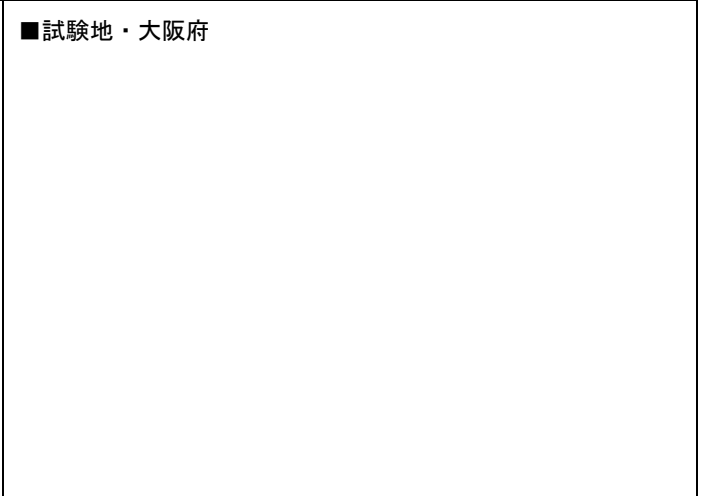
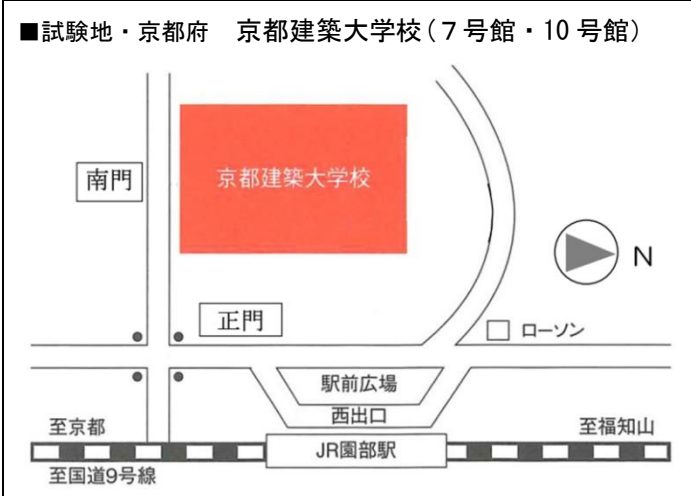
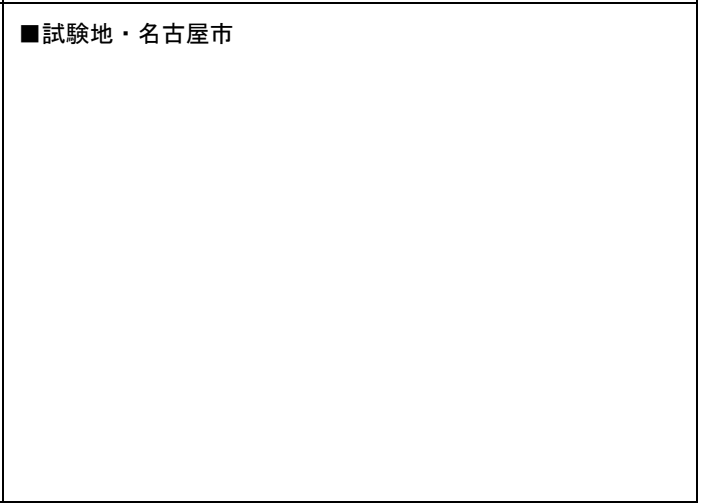
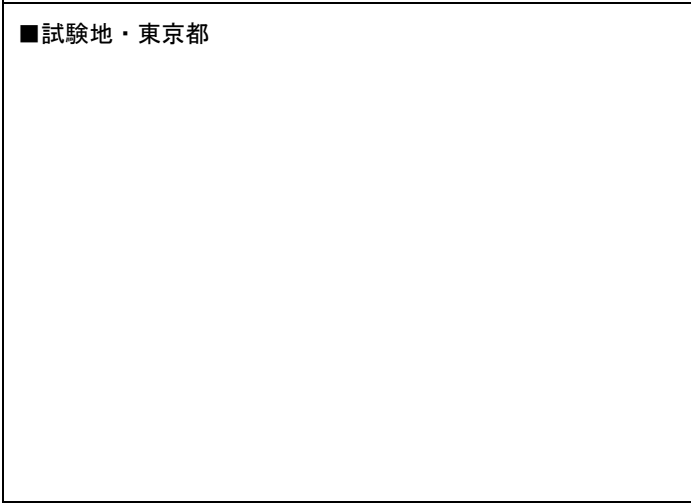
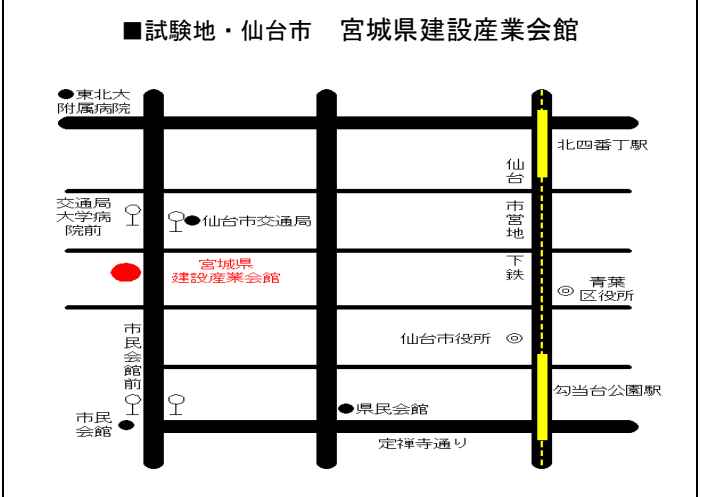
■試験地・福岡市 南近代ビル



■試験地・沖縄県 沖縄職業能力開発促進センター (ポリテクセンター沖縄)



■設計製図試験



■インテリアプランナー試験の結果

学科試験

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実受験者	890人	1148人	1110人	950人	757人
合格者	617人	678人	704人	673人	413人
合格率	69.3%	59.1%	63.4%	70.8%	54.6%

設計製図試験

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実受験者	497人	548人	573人	536人	484人
合格者	135人	141人	146人	142人	135人
合格率	27.2%	25.7%	25.5%	26.5%	27.9%

■インテリアプランナー試験 試験問題等

試験問題等の当センターホームページへの掲載は、試験の透明性を高めるとともに、インテリアプランナーを志す者に対して、習得すべき知識及び技能の目安を示すために行うものです。

■学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」の頒布

受験者等へ資格制度の理解や学習しやすい環境を提供するために、資格制度の概要、試験概要、試験データ、出題範囲、過去問題・正答肢・解答例・解説等を掲載した学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」を一般社団法人 日本インテリアプランナー協会から頒布していますので、ご活用ください。「学科試験編」と「設計製図試験編」があります。

・頒布方法：新日本法規出版株式会社のホームページ、各書店、インターネット通販等でお買い求めください。

※当センターで頒布している参考書ではございませんので、改訂予定や内容に関するご質問等を当センターにお問い合わせいただいても回答できかねます。

参考書に関するお問合せは一般社団法人 日本インテリアプランナー協会 (<https://jipat.gr.jp/>) までお願いいたします。